

総行市第19号
平成30年4月25日

各都道府県総務部長 殿
（市町村担当課扱い）
各指定都市財政局長 殿
（合併特例債担当課扱い）

総務省自治行政局市町村課長
（公印省略）

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律
の一部を改正する法律の施行について（通知）

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号。以下「改正法」という。）は、平成30年4月25日に公布（同日施行）されました。

市町村合併特例事業は市町村建設計画に基づく事業であるとされていることから、その計画期間等について、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条に規定する手続により、市町村建設計画を変更する必要が生じることがあります。

貴職におかれては、関係手続等施行が円滑に行われるよう格別の配慮をされるとともに、合併特例債の活用にあたっては、法に定められた発行可能期間内に事業が効果的かつ着実に実施され、完了するよう適切に御対応いただき、各都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、改正法には、平成30年4月10日の衆議院総務委員会及び4月17日の参議院総務委員会において決議が付されています（別添1及び別添2参照）。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する件

政府は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案が、平成二十八年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施に支障が生じている状況を踏まえ、合併特例債の発行可能期間の再延長を行うものであることに鑑み、合併特例債に係る次の事項について措置すべきである。

一 合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられたものであることを踏まえ、合併市町村が、今後、合併特例債の発行可能期間の更なる延長を行うことなく、今回の延長期間内に市町村建設計画に基づいて行う事業等を住民合意を尊重し、実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。

二 今後、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

平成三十年四月十七日
参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。

二、今後の人口減少等による公共施設等の需要の変化等の地域の実情を踏まえ、合併市町村において、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。